

議案第5号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

平成28年2月12日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 佐々木 稔納

提案理由

全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、関係規定を整備する必要があるので、提案する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

第1条 京都府後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条 京都府後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第4号中「前3号」を「前2号」に、「であったことのある者」を「であった者」に改める。

第3条 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等（第17条）」を「審査請求等（第16条の2）」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求等

第3章中第17条の前に次の1条を加える。

（審理員に関する規定の適用除外）

第16条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第17条第1項各号列記以外の部分中「公開決定等」の右に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「遅滞なく、」を「速やかに」に改め、「個人情報保護審査会」の右に「（以下「審査会」という。）」を加え、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき」を「場合」に、同項第2号中「決定」を「裁決」に改め、「不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）」を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「審査請求

の全部を認容し、当該審査請求」に、「とき」を「場合」に、「公開決定等」を「公文書の公開」に改め、同条第2項中「実施機関」を「第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）」に、「前項の規定による」を「当該」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、第1項の規定による諮問を受けたときは、速やかに調査し、及び審議するよう努めなければならない。

第18条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の右に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4号に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定」を「裁決」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条の見出し中「調査の権限」を「調査権限」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（委員による調査手続）

第10条の2 審査会は、必要があると認める場合は、その指名する委員に、第8条の規定による調査をさせ、又は第9条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

第11条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「意見書又は資料の閲覧

」の右に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同条第2項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第8条第3項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人及び諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りではない。

第12条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「送付しなければならない」を「送付するとともに、答申の内容を公表するものとする」に改める。

第5条 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第28条の2」に、「不服申立て等（第35条）」を「審査請求等（第34条の2）」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 審査請求等

第5章中第35条の前に次の1条を加える。

（審理員に関する規定の適用除外）

第34条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適

用しない。

第35条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に、「場合」を「とき」に、「決定をすべき実施機関」を「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき」を「場合」に改め、同項第2号から第4号までを次のとおり改める。

- (2) 裁決で、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。
- (3) 裁決で、訂正決定等又は訂正請求に係る不作為に係る審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合。
- (4) 裁決で、利用停止決定等又は利用停止請求に係る不作為に係る審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合。

第35条第2項中「実施機関」を「第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）」に、「前項の規定による」を「当該」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 審査会は、第1項の規定による諮問を受けたときは、速やかに調査し、及び審議するように努めなければならない。

第36条各号列記以外の部分中「前条第1項の規定により諮問をした実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の右に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4号に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め

る。

第37条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例第3章の規定の適用については、実施機関の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第5条の規定による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第5章の規定の適用については、実施機関の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。